

4 / 15 (月) の発表

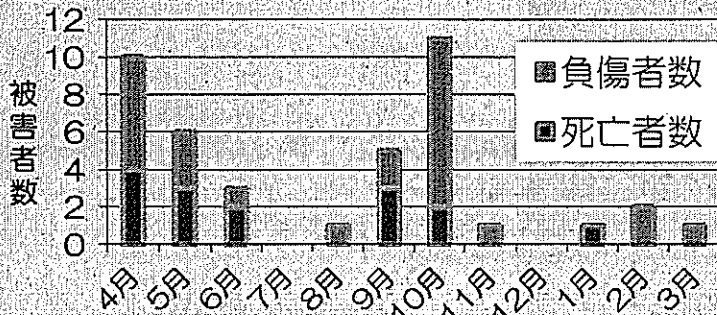
報道発表資料の配付日時 4月15日(月) 15時00分

発表項目 (行事名)	平成31年 春のヒグマ注意特別期間について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、山菜採りなどで野山に入る機会が増えるシーズンを迎えることから、ヒグマによる人身被害を防止するため、平成31年の春のヒグマ注意特別期間を設定しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>■■■■■「平成31年 春のヒグマ注意特別期間」■■■■■</p> <p>平成31年4月1日(月) から5月31日(金) まで(61日間)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒグマによる人身被害を防ぐためには、野山でヒグマに出遭わないための基本的なルールを守ることが大切です。</li> <li>・注意特別期間中は、リーフレットの配布やポスターの掲示広報媒体の活用などによる道民の皆様に対する注意喚起活動の強化に取り組んでいます。</li> <li>・人里周辺などでヒグマを目撃したときは、市町村役場または警察にご連絡ください。</li> </ul> <p>(ヒグマに出遭わないための基本的なルール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食べ物やゴミは必ず持ち帰る</li> <li>○ 単独行動は避け、複数で行動する</li> <li>○ 鈴など音の出るものを鳴らす</li> <li>○ 野山に入る際には、事前に出没情報を確認する</li> <li>○ 朝夕などの薄暗いときには行動しない</li> <li>○ ヒグマのフンや足跡を見たら、すぐに引き返す</li> </ul> <p>【添付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注意喚起ポスター(A4)</li> <li>・ヒグマによる人身被害の発生状況</li> </ul>		
参考	本件の内容は、環境生活部環境局生物多様性保全課からも、3月27日付けで報道発表しています。		
報道(取材)に当たってのお願い	人身被害発生防止のため、基本的なルールの遵守を含め、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当(連絡先)	留萌振興局保健環境部環境生活課(担当者:課長 遠藤、主査(自然環境) 小畑)		
	(課長)	TEL 0164-42-8429	(内線 2950)
	(主査)	TEL 0164-42-8437	(内線 2981)

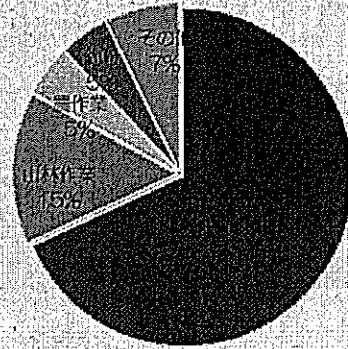
# 春はヒグマに注意

人身被害は春と秋に多く発生

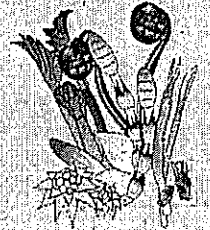
被害の2/3は山菜・キノコ採りで発生



発生月別のヒグマによる人身被害者数  
(平成元年度～平成30年度 狩猟者が被害者の事例を除く)



被害発生時の被害者の活動  
(平成元年度～平成30年度 狩猟者が被害者の事例を除く)



## 春のヒグマ注意特別期間

平成31年 4月1日(月)～5月31日(金)

あなたが被害者にならない一番の方法は  
ヒグマに遭わないことです

食べ物やゴミは必ず持ち帰る

一人では野山に入らない

野山では音を出しながら歩く

事前にヒグマの出没情報を確認する

薄暗いときには行動しない

フンや足跡を見たら引き返す

※一人里周辺などでヒグマを目撃したときは、市町村役場または警察にご連絡ください。

# ヒグマによる人身被害

北海道は、山菜採りやキノコ採りなどの目的で野山に入る機会が多くなる春と秋に、「ヒグマ注意特別期間」を設定し、普及啓発事業を実施しています。

## ◎月別被害者数 (平成元年度～平成31年2月末 狩猟者が被害者の事例を除く)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
死亡者数	4	3	2	0	0	3	2	0	0	1	0	0	15
負傷者数	6	3	1	0	1	2	9	1	0	0	2	1	26
合計	10	6	3	0	1	5	11	1	0	1	2	1	41

春

人間：山菜採りのシーズン  
ヒグマ：冬眠明けで活発に餌探し

秋

人間：キノコ採りのシーズン  
ヒグマ：冬眠を控えて活発に餌探し

…春と秋は、ヒグマと遭遇する確率が高まる

## ◎人身被害発生時の被害者の活動 (平成元年度～平成31年2月末)

被害者の活動	被害者数	内訳	
		死亡	負傷
山菜・キノコ採り	28	11	17
山林作業	6	1	5
農作業	2	1	1
釣り	2	2	0
その他	3	0	3
合計	41	15	26

山菜採り及びキノコ採りが約3人に2人の割合で最も多くなっています。

(狩猟者の被害は特殊な事例のため、ここでは除外しています。)

## ◎ヒグマとの突然の遭遇を避けるために

- ◆鈴を鳴らすなど音を出して、ヒグマに人間の存在を知らせる
- ◆目立つ服装をして単独行動を避ける
- ◆足跡などの痕跡があったら、すぐに引き返す
- ◆朝夕の活動を避ける(朝夕はヒグマの行動も活発になります)

大切なのは出会わないこと！

最初から人を襲おうと思っているヒグマはほとんどいません。バツタリ出会った時は、人間だけでなくヒグマも驚いています。出会ってしまったら落ち着いて、クマを見定めながら静かに立ち去りましょう。

# 4/23 (火) の行事

報道発表資料の配付日時 4月16日(火) 14時00分

発表項目 (行事名)	「第5回深川・留萌自動車道全線開通地域活性化協議会」の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>次のとおり「第5回深川・留萌自動車道全線開通地域活性化協議会」を開催しますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 目的 当協議会は、深川・留萌自動車道の全線開通を契機に、多様な主体が連携した取組を進めることで、留萌地域への人やモノの流れを拡大させ、その効果を最大限に高めるとともに、全線開通後もその効果を持続させ、地域活性化に繋げることを目的としています。</p> <p>2 日時 平成31年4月23日(火) 13時30分から15時30分まで</p> <p>3 場所 留萌市役所 3階 3・4号会議室</p> <p>4 主な議題 「深川・留萌自動車道全線開通を契機とした管内連携による取組」に係る平成31年度実施事業内容の詳細等について</p> <p>5 設置要綱・構成団体 別紙のとおり</p> <p>6 出席者 別紙のとおり</p> <p>※ 傍聴について 本協議会は傍聴することができますので、協議会の前日までに、留萌振興局地域創生部地域政策課にお申し込みください。</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	<p>会場では、会議に支障をきたさない範囲での写真撮影、聴取等に特に制限はありません。</p> <p>当協議会の開催や検討内容について、道内の方々に広く周知するとともに、地元の気運醸成も図りたいと考えておりますので、積極的な取材・報道をお願いします。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付	:(場所)	
	同時レク	:	

担当 (連絡先)	留萌振興局地域創生部地域政策課(担当者:山中・深山) TEL:0164-42-8421(内線:2150・2182)		
-------------	--	--	--

# 深川・留萌自動車道全線開通地域活性化協議会 設置要綱

## (名称)

第1条 この会議は、「深川・留萌自動車道全線開通地域活性化協議会」（以下、「協議会」という。）という。

## (目的)

第2条 協議会は、深川・留萌自動車道の全線開通を契機に、多様な主体が連携した取組を進めることで、留萌地域への人やモノの流れを拡大させ、その効果を最大限に高めるとともに、全線開通後もその効果を持続させ、地域活性化に繋げることを目的とする。

## (協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 留萌管内の魅力をPRする取組
- (2) 深川・留萌自動車道の全線開通の効果を高める取組
- (3) 深川・留萌自動車道の全線開通の効果を持続させる取組
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な取組

## (組織)

第4条 協議会を構成する団体は別表のとおりとする。

## (座長)

第5条 協議会に座長を置き、会務を総理する。

- 2 座長は北海道留萌振興局地域創生部長とする。

## (事務局)

第6条 協議会の事務局は、北海道留萌振興局地域創生部地域政策課とする。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年8月8日から施行する。

## 深川・留萌自動車道全線開通地域活性化協議会 構成団体

区分	団体名
市町村	留萌市
	増毛町
	小平町
	苫前町
	羽幌町
	初山別村
	遠別町
	天塩町
民間	留萌商工会議所
	留萌観光連盟
	留萌管内漁業協同組合長会
	留萌地区農業協同組合長会
	留萌管内商工会連合会
	留萌金融協会
国道	留萌開発建設部
	留萌振興局

# 第5回深川・留萌自動車道全線開通地域活性化協議会 出席者名簿

日時：平成31年4月23日（水）13時30分から

場所：留萌市役所 3階 3・4号会議室

区分	構成団体・所属	職名	氏名	備考
市 町 村	留萌市地域振興部政策調整課	課長	海野 聡	
	増毛町企画財政課	課長補佐	千葉 和晃	
	小平町企画振興課	課長	東藤 徹	
	小平町経済課	課長	斉藤 勲	
	苫前町企画振興課	課長補佐	加賀谷 之治	
	羽幌町地域振興課	課長	清水 聡志	
	初山別村企画振興室	室長	辨開 淳美	
	遠別町総務課	企画振興係長	稗田 一栄	
	天塩町総務課	企画広報係長	相馬 卓朗	
	天塩町総務課	商工観光係長	中岡 太一	
民 間 団 体	留萌商工会議所	事務局長	佐藤 利之	
	留萌観光連盟	事務局長	佐藤 太紀	
	留萌管内漁業協同組合長会	事務局長	大滝 豊志	
	南るもい農業協同組合	管理部長	土田 敏明	
	才口〇ン農業協同組合	常務理事	山田 秀則	
	留萌金融協会	会長	福島 茂	
	北海道銀行留萌支店	支店長代理	石岡 大幸	
	留萌信用金庫	業務推進部課長代理	志賀浦 壮亮	
留 萌 開 発 建 設 部	地域振興対策室	上席地域振興専門官	安田 かよ	
	道路計画課	道路調査官	橋本 真謙	
	道路計画課	道路計画専門官	尾野 陽子	
留 萌 振 興 局	地域創生部	部長	八柳 雅仁	座長
	地域創生部地域政策課	課長	山中 徹也	
	地域創生部地域政策課	地域政策係長	坂本 誠一	
	地域創生部地域政策課	主任	深山 貴敬	
	産業振興部商工労働観光課	主事	廣瀬 愛実	
	留萌建設管理部地域調整課	課長	和田 栄二	
	留萌建設管理部地域調整課	企画調整係長	大島 康司	

4 / 2 2 (月) の行事

報道発表資料の配付日時 4月17日(水) 14:00

発表項目 (行事名)	留萌振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>留萌振興局では、畜産業をはじめ関連産業や道民生活にも大きな影響を与える「海外悪性伝染病」の発生防止などの対策に万全を期すため、「留萌振興局海外悪性伝染病警戒本部」を設置しています。</p> <p>近頃、周辺諸国において口蹄疫、アフリカ豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の海外悪性伝染病の発生が継続しているほか、渡り鳥の本格的な北上シーズンを迎え、高病原性鳥インフルエンザ対策の円滑な実施に備えるため、「留萌振興局海外悪性伝染病警戒本部」の幹事会を次のとおり開催します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>○日時 平成31年4月22日(月) 13時30分～15時00分</p> <p>○場所 留萌振興局 1階 102会議室</p> <p>○内容 (1) 豚コレラ・アフリカ豚コレラへの対応について (2) 高病原性鳥インフルエンザへの対応について (3) 緊急連絡体制の整備について</p>		
参考	「留萌振興局海外悪性伝染病警戒本部設置要領」を添付します。		
報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	留萌振興局産業振興部農務課 (担当者: 農務課長 柴・生産振興係長 溝口) TEL ダイヤルイン 0164-42-8479 (農務課長) -8489 (生産振興係) 内線 2700 (農務課長)・2729 (生産振興係)		



# 留萌振興局海外悪性伝染病警戒本部設置要領

(平成31年3月26日制定)

## 1 趣 旨

畜産業はもとより、道民の食に対する安全・安心や健康の確保に大きな影響を与える口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病が中国・韓国等アジア近隣諸国で発生拡大していることから、留萌振興局内における家畜衛生と畜産物の安全確保等について万全を期するため「留萌振興局海外悪性伝染病警戒本部」(以下「警戒本部」という。)を設置して、連絡体制等を確立するとともに、道段階における北海道海外悪性伝染病警戒本部との密接な連携を図る。

## 2 組 織

- (1) 警戒本部の構成員は、別表1のとおりとする。
- (2) なお、警戒本部の事務を円滑に進めるため、警戒本部の下に幹事会を設置する。幹事会の構成員は、別表2のとおりとする。

## 3 会議の招集

- (1) 警戒本部及び幹事会は、本部長が招集する。
- (2) 本部長不在の場合は、副本部長が招集する。

## 4 附議事項

警戒本部に附議する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 管内における本病発生時の関係機関等の連絡体制に関する事
- (2) 家畜衛生に関する事
- (3) 道民及び発生農場関係者、防疫担当者の健康維持対策に関する事
- (4) 畜産物の安全確保及び関連対策に関する事
- (5) 畜産物の流通・消費及び関連対策に関する事
- (6) 情報の収集に関する事
- (7) 広報に関する事
- (8) その他の必要な事項

## 5 庶 務

警戒本部の庶務は、留萌振興局産業振興部農務課において処理する。

## 6 雑 則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表 1

## 「留萌振興局海外悪性伝染病警戒本部」構成員

区 分	所 属	職 名
本部長	留萌振興局	副局長 (地域創生部・保健環境部・産業振興部担当)
副本部長	留萌振興局産業振興部	地域産業担当部長
構 成 員	留萌振興局地域創生部	部 長
	留萌振興局保健環境部	部 長
		くらし・子育て担当部長
	留萌振興局産業振興部	部 長
	留萌振興局森林室	室 長
	留萌振興局建設管理部	部 長
	留萌教育局	次 長
	留萌農業改良普及センター	所 長
	留萌家畜保健衛生所	所 長
	旭川方面留萌警察署	署 長
	旭川方面羽幌警察署	署 長
旭川方面天塩警察署	署 長	

別表 2

## 「留萌振興局海外悪性伝染病警戒本部幹事会」構成員

所 属	職 名
留萌振興局	総務課長
留萌振興局地域創生部	地域政策課長
留萌振興局保健環境部	健康推進課長
	生活衛生課長
	社会福祉課主幹兼 子ども子育て支援室長
	環境生活課長
留萌振興局産業振興部	商工労働観光課長
	林務課長
	水産課長
	農村振興課長
留萌振興局森林室	管理課長
留萌振興局建設管理部	維持管理課長
留萌教育局	教育支援課長
留萌農業改良普及センター	次 長
	南留萌支所長
	北留萌支所長
留萌家畜保健衛生所	次 長
旭川方面留萌警察署	警備課長
旭川方面羽幌警察署	警備係長
旭川方面天塩警察署	警備係長
留萌振興局	副 局 長 (地域創生部・保健環境部・産業振興部担当)
留萌振興局産業振興部	地域産業担当部長
	農務課長